

差止請求書

2017年11月28日

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ22階
株式会社ART OF LIFE 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏（弁護士・京都産業大学法務研究科教授）
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町5
29番地ヒロセビル4階
電 話 075-211-5920
FAX 075-746-5207
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、主位的に下記対象となる表示1記載の表示を行うことの停止を請求するとともに、予備的に下記対象となる表示2記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

「メタルマッスルHMB」

(対象となる表示1) (主位的請求)

対象となる商品を「500円」、「初回なんと8,140円もお得!」と表示し、対象となる商品を、500円(税別)で購入可能であるかのように示す表示。

(対象となる表示2) (予備的請求)

対象となる商品が、「500円」と表示されているすべて直前に、「500円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、6480円(税別)での、さらに3回の購入が義務付けられ、最低支払総額が1万9940円(税別)となることを表示せずに、対象となる商品を、500円(税別)で購入可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

- 1 貴社が、店舗名「BELLA RE」において販売する「メタルマッスルHMB」(以下「本件商品」という。)を、「メタルボディコース」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、1回だけ500円(税別)で購入可能であるかのような広告がなされている。しかし、実際は、4回以上の購入継続が条件とされており、2回目以降の単価は、6480円(税別)である。従って、「メタルボディコース」では、最低1万9940円(税別)分の対象商品を購入する必要があり、総額を最低継続回数の4回で除すれば、1個の単価は4985円なのであるから、初回購入が500円で可能であるかのような表示は、実質的に見れば、虚偽である。

初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の継続的購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のよ

うに、継続購入の条件を附帯させておきながら、初回お試しを強調して表示することは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

そして、4回以上の継続購入の条件に関する詳しい記載は、貴社のホームページ上、本件商品の購入手続に進むためのハイパーリンクのある表示のかなり下にあり、具体的には1スクロール以上離れている。従って、消費者は、上記条件を見る前に、購入手続に進む可能性が高い。

なお、貴社ホームページで、「メタルボディコース」を申し込んだ場合の「お申し込み内容確認」画面では、対象商品を1個、540円（税込み）で購入したことの記載しかない。この記載からすれば、消費者との個別の契約は、この内容の限りでしか成立し得ないし、このような記載をすることで、消費者に1回だけ500円で購入できるとの誤認を助長・強化している。

- 2 従って、貴社ホームページの表示は、本件商品を、1回だけ500円（税別）で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」（景品表示法30条1項2号）に該当する。
- 3 よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法30条に基づき、その停止を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所） 京都地方裁判所